

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当日の翌日)に当たるときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第五百四十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則を次のとおり変更することを平成五年六月十八日認可したので、行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十七条第二項の規定により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の基準となる額を引き上げること。

二 変更事項の施行の日

平成五年六月十八日

鳥取県告示第五百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定

目 次

◇ 告 示

行政書士会会則の変更の認可(市町村振興課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

保安林の指定予定(二件)(〃)

旧過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の完了(道路課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

宅地建物取引業者の処分(建築課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

◇ 雑 報

消防設備士試験の実施(消防防災課)

により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	平成五年六月一日
石田内科循環器科医院	米子市夜見町一七五八一	平成五年六月十五日
湖歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	平成五年六月十六日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	平成五年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東巖城町二	〃
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原二九三 一 二	〃
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	平成五年六月二十四日
山本歯科医院	鳥取市末広温泉町二二一	平成五年六月二十八日
ちづ薬局	八頭郡智頭町大字智頭一五三 四一 一	平成五年六月一日
桑谷至誠堂薬局	米子市糺町二丁目五〇一三	平成五年六月十五日
深田薬局	米子市西福原一六六九	〃

鳥取県告示第五百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
李 和子	鳥薬第八五〇号	平成五年六月七日

鳥取県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業桂木地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年六月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二一七四の一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第五百五十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字箕ヶ平三四五五の二二、三四五五の二五、三四五五の二七、三四五五の二八、三四五五の三一、三四五五の三二、字上大平ル三四七二の一、三四七二の一〇、三四七二の四九、三四七二の五〇、字上平ル三四七二の五二、字大谷上坂三四七四の一四、三四七四の四八、三四七四の八三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町池野字大沢上九四一の一、字大沢東平九四六の一から九四六の五まで、九四六の七、九四七、字大沢西平九四八の一、九四八の三、字カタラ谷九九九の一、九九九の五、九五〇、字椿谷九五一の二から九五一の五まで、九五一の七から九五一の一三まで、西伯町大字下中谷字蔵谷尻山二二三七から二三二九まで、二二三〇の一、二二三一の一、字ヨツキ谷山二三五八から二三六〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字ヨツキ谷山二三五九、二三六〇

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十六号

過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)附則第八項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事が完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令(平成二年政令第九十一号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域振興特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十号)第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
桜子宮田線	日野郡日南町霞字桜子奥二二三 ― 二地先から同町福塚字ランジ 六九七―四六地先まで	改築	平成五年三月二十日

鳥取県告示第五百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月二十三日 鳥取県指令受鳥土維第六百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北六丁目一四五

松本仁司

鳥取県告示第五百五十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により告示する。

当該宅地建物取引業者から平成五年七月二十一日までに事務所のある地の申出がないときは、同条の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名

株式会社建匠

代表取締役 米澤一志

二 宅地建物取引業者名簿に登録された事務所の所在地

倉吉市見日町六〇〇

三 宅地建物取引業者名簿に登録された代表者の住所

東伯郡北条町大字国坂一二五―一六

鳥取県告示第五百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定

により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
ポリシヨイパレイ団 「白鳥の湖」	平成五年十月三日	鳥取県立県民文化会館
プラハ交響楽団	平成五年十一月二十日	
MALTA ウィーン・リング・ アンサンブル	平成五年十二月十八日	
俳優座「復活」	平成六年二月十日	

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 前田 修

三 委任期間

平成五年七月五日から平成六年二月二十八日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
遊技機の種類 ぱちんこ遊技機	雀遊記	パルホン工業株式会社
〃	湘南物語	株式会社ニユーヤク
〃	湘南物語 2	〃
〃	春夏秋冬	株式会社ソノリア
〃	ミラクルファースト 2AA	〃
〃	ジャジャ馬キックEX	〃

公 告

”	プロンデイナー2	株式会社大一商会
”	チキンハウス2	”

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成5年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成5年6月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成5年7月30日（金）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手續

次の書類を平成5年6月24日（木）から同年7月14日（水）までの間に住所地在管轄する土木事務所へ提出すること。なお、受験願書及び履歴書は、土木事務所へ備え付けてある所定の用紙を使用することとし、郵送の場合は、7月16日（金）までの消印のあるものは有効とする。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 6,100円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 不明な点は、各土木事務所にお問い合わせること。

報 告 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成5年6月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

- 1 試験の種類
 - (1) 甲種消防設備士試験
 - (2) 乙種消防設備士試験
- 2 試験の日時及び場所
 - (1) 日時

区 分	日 時
甲種第4類、第5類	平成5年8月29日（日） 9時から
乙種第4類、第5類、第6類、第7類	”
甲種第1類、第2類、第3類	平成5年8月29日（日） 13時15分から
乙種第1類、第2類、第3類	”

(2) 場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

米子市東福原1210—1 米子産業体育館

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成5年6月28日（月）から同年7月16日（金）まで（郵送の場合

は、7月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験にあっては5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円を、所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

（電話0857—26—8389）